

文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護計画 新旧対照表 (平成29年6月23日変更)

変 更 案	現 行
<p><b>第1章 総論</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 用語の定義</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)所管機関等</p> <p>所管機関(国立教育政策研究所、科学技術・学術政策研究所、日本学士院、日本芸術院)、認可法人(公立学校共済組合)、特殊法人(日本私立学校振興・共済事業団)及び独立行政法人(国立特別支援教育総合研究所、<u>教職員支援機構</u>、大学入試センター、国立女性教育会館、国立科学博物館、国立美術館、国立文化財機構、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会、日本学生支援機構、大学改革支援・学位授与機構、国立青少年教育振興機構)をいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p><b>第1章 総論</b></p> <p>1 (略)</p> <p>3 用語の定義</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)所管機関等</p> <p>所管機関(国立教育政策研究所、科学技術・学術政策研究所、日本学士院、日本芸術院)、認可法人(公立学校共済組合)、特殊法人(日本私立学校振興・共済事業団)及び独立行政法人(国立特別支援教育総合研究所、<u>教員研修センター</u>、大学入試センター、国立女性教育会館、国立科学博物館、国立美術館、国立文化財機構、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会、日本学生支援機構、大学改革支援・学位授与機構、国立青少年教育振興機構)をいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>
<p><b>第4章 文部科学省、スポーツ庁及び文化庁が実施する国民保護措置に関する事項</b></p> <p>第1節～第3節 (略)</p> <p>第4節</p> <p>1 (略)</p> <p>2 武力攻撃事態等への対処に関する措置</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)医療活動等を実施する際に特に留意留意すべき事項</p> <p>ア. 核攻撃等の場合の医療活動</p> <p>文部科学省は、対策本部等の要請に基づき、量子科学技術研究開発機構の派遣する医療従事者等からなる被ばく医療派遣チームの現地への派遣に協力するとともに、大学病院に対し、医師、看護師、診療放射線技師、薬剤師等の必要な人員の現地医療機関への派遣や、量子科学技術研究開発機構等で受診した相当程度の汚染・被ばく</p>	<p><b>第4章 文部科学省、スポーツ庁及び文化庁が実施する国民保護措置に関する事項</b></p> <p>第1節～第3節 (略)</p> <p>第4節</p> <p>1 (略)</p> <p>2 武力攻撃事態等への対処に関する措置</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)医療活動等を実施する際に特に留意留意すべき事項</p> <p>ア. 核攻撃等の場合の医療活動</p> <p>文部科学省は、対策本部等の要請に基づき、量子科学技術研究開発機構の派遣する医療従事者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの現地への派遣に協力するとともに、大学病院に対し、医師、看護師、診療放射線技師、薬剤師等の必要な人員の現地医療機関への派遣や、量子科学技術研究開発機構等で受診した相当程度の汚染・被ばく</p>

く患者及び被ばく傷病者に対する追跡調査等を量子科学技術研究開発機構が行う場合、これへの協力について要請する。

イ. 生物剤による攻撃の場合の医療活動

文部科学省は、大学等に要請し、使用された病原体等の特性に応じた診断及び治療方法の情報提供並びに診断及び治療に関する技術的助言を行う専門家の派遣を行うとともに、大学病院に対し、救急医療派遣チームの現地への派遣を行うよう要請する。

ウ. (略)

3 (略)

第5節 武力攻撃原子力災害に関する措置

1 平素からの備え

(1)・(2) (略)

(3)被ばく医療体制の構築への支援

量子科学技術研究開発機構及び国立大学法人広島大学と相互に連携し、被ばく医療体制の構築を支援する。

2 武力攻撃原子力災害への対処に関する措置

(1) (略)

(2)被ばく医療

必要に応じ、量子科学技術研究開発機構の医療関係者等からなる被ばく医療派遣チームの現地への派遣に協力する。同チームは都道府県の国民保護対策本部のもとで、汚染・被ばく患者及び被ばく傷病者(汚染・被ばくしたおそれのある者を含む。)に対する診断及び処置について、現地医療関係者等を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行う。また、大学病院に対しても、同チームと同様の活動を行うよう要請する。

第6節 (略)

患者に対する追跡調査等を量子科学技術研究開発機構が行う場合、これへの協力について要請する。

イ. 生物剤による攻撃の場合の医療活動

文部科学省は、大学病院に対し、使用された病原体等の特性に応じた診断及び治療方法の情報提供、診断及び治療に関する技術的助言を行う専門家の派遣を行うとともに、公的医療機関及び民間医療機関に対し、救急医療派遣チームの現地への派遣を行うよう要請する。

ウ. (略)

3 (略)

第5節 武力攻撃原子力災害に関する措置

1 平素からの備え

(1)・(2) (略)

(3)緊急被ばく医療体制の構築への支援

量子科学技術研究開発機構及び国立大学法人広島大学と相互に連携し、緊急被ばく医療体制の構築を支援する。

2 武力攻撃原子力災害への対処に関する措置

(1) (略)

(2)緊急被ばく医療

必要に応じ、量子科学技術研究開発機構の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの現地への派遣に協力する。同チームは都道府県の国民保護対策本部のもとで、被ばく患者(被ばくしたおそれのある者を含む。)に対する診断及び処置について、現地医療関係者等を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行う。また、大学病院に対しても、同チームと同様の活動を行うよう要請する。

第6節 (略)